

## 特別支援教育における医療的ケア実施体制について

平成27年9月7日  
特別支援教育課

5月22日に鳥取養護学校の看護師（非常勤職員）全員（6人）が辞意を表明したことにより、一時的に学校における医療的ケアが実施できなくなりました。その後、関係機関等から看護師の派遣を受け、医療的ケアを再開するとともに、学校看護師の確保に向けた取組を継続していますが、その現状について報告します。

### 1 現在の医療的ケアの実施状況

#### (1) 看護師の確保状況

5月下旬以降、看護師確保に向けた取組（鳥取県看護協会への協力依頼、ハローワークでの求人、教職員の知人等への声かけ など）を実施し、鳥取養護学校の学校看護師を3人確保したが、不足している人員を他の特別支援学校、県立中央病院、総合療育センターからの派遣により補充している状況。引き続き鳥取養護学校の学校看護師の確保に努める。

※上記を組み合わせることで、1日当たり5～6人体制を確保する。

#### (2) 現在の医療的ケアの実施体制

- ・医療的ケアが必要な児童生徒を2チーム（A・B）に分け、それぞれのチームに3人の担当看護師を配置してケアを実施している。
- ・ただし、配置できる看護師が5人になる日については、医療的ケアが必要な児童生徒の保護者に対して協力を依頼している。（月1回・11:00～13:00の2時間程度）

### 2 医療的ケアの実施体制の強化

このような事態の再発防止を図るため、以下の改善策を実施しているところである。

項目	具体的改善策
① 医療的ケアの内容の決定・変更方法	・ケア内容の決定（・変更）については、指示書をもとに実施することを徹底することとし、6月26日の保護者説明会で説明した。
② 医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等	・要望窓口を学校管理職（教頭、学部主事）として明確化した。 ・保護者からの要望等に対する「対応要領」を作成した。 ・現在作成されている児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書を保護者と再点検している。
③ 看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有	・常勤看護師の配置を9月補正予算案として提案する予定であるが、当分の間、養護教諭に看護師の取りまとめを行わせている。 ・常勤看護師が医療的ケアに関わる各種会議に出席するとともに、常勤看護師が看護師（非常勤）の医療的ケアに関わる各種会議への参加計画を作成し、必要な会議に出席できるよう調整する。

### 3 今後の体制強化について

以下の事業を9月議会に補正予算案として提案する予定。

(1) 常勤看護師の配置（3, 476千円）

鳥取養護学校に常勤看護師を配置し、ケア実施内容に関する看護師の意見集約、連携・連絡調整、協議会への参画、校内・校外等研修等、医療的ケア実施体制の充実・強化を図る。

(2) 専門家からの助言を受ける体制の整備（1, 080千円）

校長が医療的ケアの実施内容と学びの場を決定する際に、専門的な知識を有する者からの助言を受けることができる体制を整備する。